

○北海道有林野産物実査規程

(昭和三十三年三月三十日訓令第十号)

(趣旨)

第一条 北海道有林野の産物の数量の調査については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところにより行わなければならない。

(区域調査)

第二条 産物の調査のため林野の区域調査を行う場合においては、当該区域の測量を行い、その面積を算出するとともに、調査区域図及び位置図を作成しなければならない。ただし、実測を要しないと認める場合は、測量を省略することができる。

2 調査区域図の縮尺は、一万分の一とし、位置図の縮尺は、二万五千分の一又は五分の一とする。ただし、面積が小さい場合はこの限りでない。

(立木の材積の調査方法)

第三条 立木の材積は、毎木について調査しなければならない。ただし、胸高直径十六センチメートル未満の立木については、標準地法により調査することができる。

(標準地法による調査)

第四条 標準地法による材積の調査は、当該調査区域内に標準地を設け、標準地における毎木についてその材積を測定し、面積比例により調査区域の本数及び材積を算出してするものとする。

2 標準地は、当該調査区域内の林分構成状態が中庸を得ている箇所を選定するものとし、林分構成状態が不整で中庸の箇所を得難い場合は、林相により調査区域を区分し、当該区域ごとに設定するものとする。

3 標準地の面積は、調査区域（前項後段の標準地にあつては、当該区分地区）の面積の百分の三（その面積が〇・二五ヘクター未満となる場合においては、〇・二五ヘクター）以上としなければならない。

4 標準地を選定したときは、現地に適当な標識を設けてその区域及び位置を明示し、及び調査区域内にその箇所を標示しなければならない。

(分岐する立木の判定)

第五条 立木の胸高（地上「傾斜地にあつては、斜面の上方地際」から一・三メートルの高さをいう。以下同じ。）以下で分岐するものは、それぞれ分岐する部分を独立の立木とみなし、胸高以上で分岐するものは、その分岐の状況に応じ、それぞれ分岐する部分について独立の立木とみなし、又は枝条とみなすべきかを決定する。

(胸高直径)

第六条 胸高直径は、輪尺で直角二方向を測定し、その平均によるものとする。

2 胸高直径は、二センチメートル括約で測定し、一センチメートル未満の端数は、切り捨てる。

3 胸高に枝、節、こぶ、その他著しい不整形を有する立木の胸高直径は、当該部分の上下二点の直径の和の二分の一を用いるものとする。

(樹高)

第七条 樹高は、地際（傾斜地にあつては、斜面の上方地際）からしよう頭までを測高器で測定するものとする。ただし、必要がある場合は、基準木を選定して比較目測し、又は樹高曲線法により測定することができる。

(材積)

第八条 立木の材積は、測定した胸高直径と樹高とにより知事の指定する立木幹材材積表を用いて求めなければならない。

2 立木の枝条で薪炭材等に利用できるものの材積は、幹材積に加算するものとする。

(特例)

第九条 立木の材積算定の場合で、特殊な事情のため知事の承認を受けたとき、又は知事の指定するものであるときは、第三条から前条までの規定にかかわらず、出材材積により逆算してその立木材積を算出することができる。

第十条 転倒木、伐倒木等の材積は、立木に準じて求めるものとする。ただし、挫折木、空洞木等にあつては、その欠除部分の材積を控除するものとする。

2 小径木等で第三条及び第五条から前条までの規定による測定及び材積算定を困難いものは、伐採後層積により材積を算定することができる。

(末木等の数量)

第十一条 枝条及び粗だの数量は、層積又は束（一メートルの長さのなわで結束したものをいう。）により算定する。

2 末木の材積は、元口直径に対する円面積に末木の全長の三分の一を乗じて求めるものとする。

3 伐根の材積は、伐採断面積にその高さを乗じて求めるものとする。

第十二条 末木、伐根、枝条及び粗だの数量の調査については、標準地法によることのできる。この場合においては、第四条の規定を準用する。

(副産物の数量)

第十三条 土石の数量は、採掘区域の面積を測定して算定しなければならない。

第十四条 樹幹、枝条、粗朶、及び土石以外の産物の数量は、調査区域内に適当な標準地を設け、標準地における当該産物の数量を調査し、面積比例により調査区域の総数量を算定しなければならない。

第十五条 土石その他の副産物の数量調査の場合で前二条の規定により難いときは、適宜の方法により調査し算定することができる。